

竹原市公告第157号

竹原浄化センター等維持管理業務委託に係る公募型プロポーザルの実施については、次のとおりとする。

令和8年9月18日

竹原市長 平井 明道

1 委託業務の概要

(1) 業 務 名

竹原浄化センター等維持管理業務委託

(2) 業 務 場 所

竹原市下野町字吉良崎1198番地12他

(3) 業 務 内 容

竹原浄化センター等維持管理業務委託技術提案書募集要項による。

(4) 業 務 期 間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(5) 応 募 資 格

応募資格は、次のアからカまでに掲げる全ての要件を満たす法人等であること。なお、共同企業体（JV）の場合、次のアからエまでは構成員全てが、オからキまでは構成者の中から定めた代表企業が要件を満たすものとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 竹原市契約規則（昭和59年竹原市規則第5号）第2条の規定により、竹原市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

- ウ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。
 - エ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
 - オ 委託役務に係る竹原市入札参加資格者名簿に登録をされていること。
 - カ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること。
 - キ 過去5年以内に、計画下水量（日最大）が4,000 m³/日以上の下水处理場（下水道法（昭和33年法律第79号）の事業認可を受けている終末処理場に限る。）において、維持管理業務の元請業者として硝化脱窒による生物学的窒素除去法の運転の実績が1年以上あること。
- ※共同企業体（JV）の構成に係る要件は、竹原浄化センター等維持管理業務委託技術提案募集要項（以下、「募集要項」とする。）に記載のとおり。
- ※本プロポーザルに参加表明をする法人等が、委託役務に係る竹原市入札参加資格者名簿に登録されていない場合の取扱については、募集要項に記載のとおり。

2 技術提案書の作成及び提出

(1) 作成要領

竹原浄化センター等維持管理業務委託技術提案書応募要項による。

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月23日（金）まで
午前8時30分から午後5時まで（閉庁時を除く。）

イ 配布場所

竹原市建設部下水道課又は竹原市ホームページによる。

所在地 広島県竹原市中央四丁目8番17号

ホームページ <https://www.city.takehara.lg.jp>

(3) 参加表明書の受付期間

ア 受付期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月23日（金）午後5時まで（持参

の場合は、閉庁時を除く。)

イ 提出方法

竹原市建設部下水道課に持参、郵送又は電子メールによる。

(電子メールによる申請の場合は、確認のため電話連絡を行うこと。)

所在地 広島県竹原市中央四丁目8番17号

メールアドレス gesui@city.takehara.lg.jp

(4) 技術提案書の提出方法

ア 受付期間

令和8年11月4日(水)から令和8年11月13日(金)まで

午前8時30分から午後5時まで

イ 提出方法

竹原市建設部下水道課に持参すること。(郵送等は受け付けない。)

所在地 広島県竹原市中央四丁目8番17号

電話 0846-22-7751

(5) 技術提案書プレゼンテーション

本市に提出した技術提案書に基づき、提案者がプレゼンテーション方式で説明を行う。

3 その他

(1) 優先交渉権の決定

竹原浄化センター等維持管理業務委託技術提案審査委員会で審査し、その報告を受け竹原市長が優先交渉権者を決定する。

(2) 維持管理委託料

維持管理委託料の限度額は、182,632千円(消費税を含む。)とする。